

1. サービス供給への関与の仕組み

サービス供給への関与の仕組みとしては、現行制度上、以下のようなものがあります。

関与の仕組み	都道府県指定サービス	市町村指定サービス
総量規制	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険3施設 ・特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設
事前意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険3施設 ・特定施設入居者生活介護 	
公募制	—	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
市町村協議制等による指定拒否・条件付加（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・訪問介護 ・短期入所生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護
条件付加	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス全体
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・居宅介護支援 	—

（※1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）が当該市町村の区域にある場合等が要件

2. 総量規制とは（介護保険法第78条の2第6項第4号、第70条第4項第5項等）

市町村及び都道府県は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画の達成の観点から、指定権限を有する施設・居住系サービスについて、指定等の拒否を行う権限を有しています。具体的な内容は以下のとおりとなります。

○認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（以下（地密特定施設）という。）又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「地密特養」という。）に係る総量規制について

指定申請があった場合に、以下の（1）・（2）のいずれかに該当する場合は、市町村長は、グループホーム、地密特定施設又は地密特養の指定を拒否することができます。

（1）グループホーム、地密特定施設又は地密特養が、既に以下の状態になっているか、又は、当該事業者の指定により以下の状態となる時。

①市町村におけるサービス量の側面

市町村における当該サービスの
利用定員の総数

≧

市町村介護保険事業計画において定める、市町村
における当該サービスの必要利用定員の総数

②日常生活圏域におけるサービス量の側面

日常生活圏域における当該
サービスの利用定員の総数

≧

市町村介護保険事業計画において定める、日常生活圏域
における当該サービスの必要利用定員の総数

（2）その他、市町村介護保険事業計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき。

3. 公募制とは（介護保険法第78条の13）

市町村の判断により、公募を通じた選考によって、定期巡回・随時対応型サービス等（在宅の地域密着型サービス）についての事業者指定を行うことができる制度であり、定期巡回・随時対応型サービス、小規模多機能等の普及のためには、事業者が日常生活圏域内で一体的にサービスを提供し、移動コストの縮減や圏域内での利用者の確実な確保を図ることが必要であることから導入されたものです。

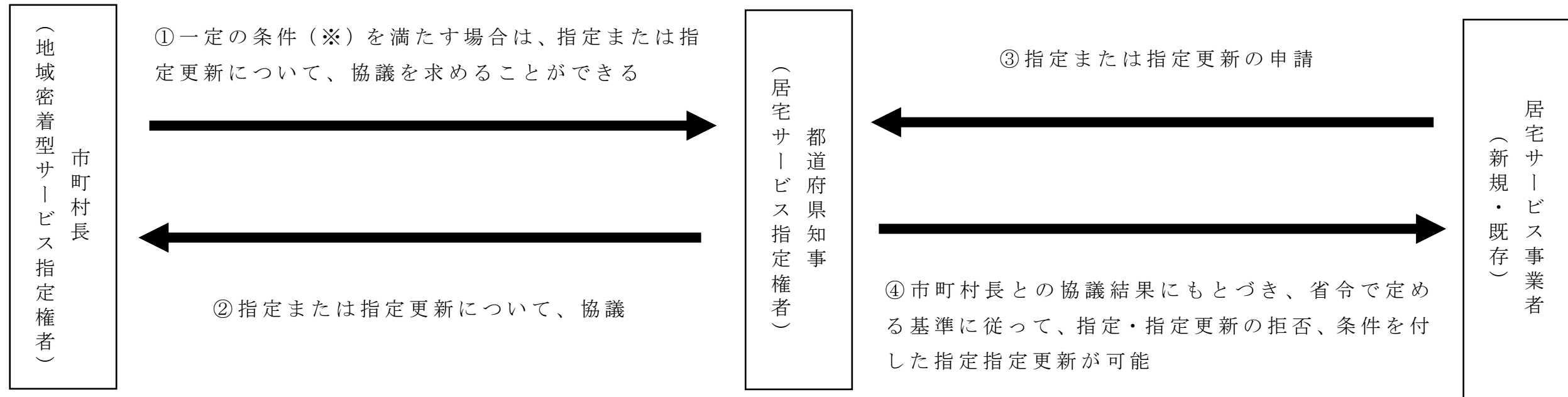
公募制を導入する場合、市町村長は、公募制を導入する期間、区域及びサービス種別を定め、あらかじめ、その旨及びその効力が生ずる日を公示する必要があります。

当該公募制を導入したサービス種別に係る指定については、必ず公募を通じた選考を経るものとし、当該手続を経ていない申請については、指定をしないこととなります。（公募制を導入した場合、新規指定申請に係る規定が適用除外となるため。）

4. 居宅サービス（訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護）指定に当たっての市町村協議制とは（介護保険法第70条第10項）

定期巡回・随時対応型サービス等の普及のために必要がある場合は、市町村が都道府県に協議をした上で、都道府県は居宅サービスの指定をしないことを可能とします。

○市町村協議制の基本スキームのイメージ



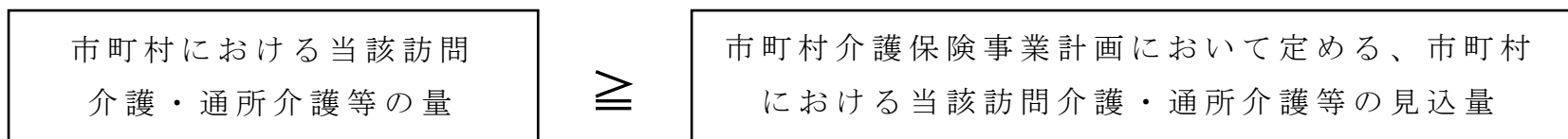
※：（１）・（２）のいずれにも該当している場合

（１）厚生労働省令で定める場合。具体的には、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定に係る公募を行っている場合」

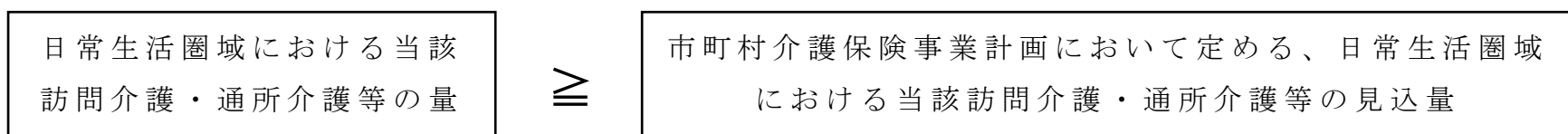
（２）以下のいずれかに該当すると認めるとき

ア 訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護の量が、既に以下の状態になっているか、又は、当該事業者の指定により以下の状態となるとき。

①市町村におけるサービス量の観点



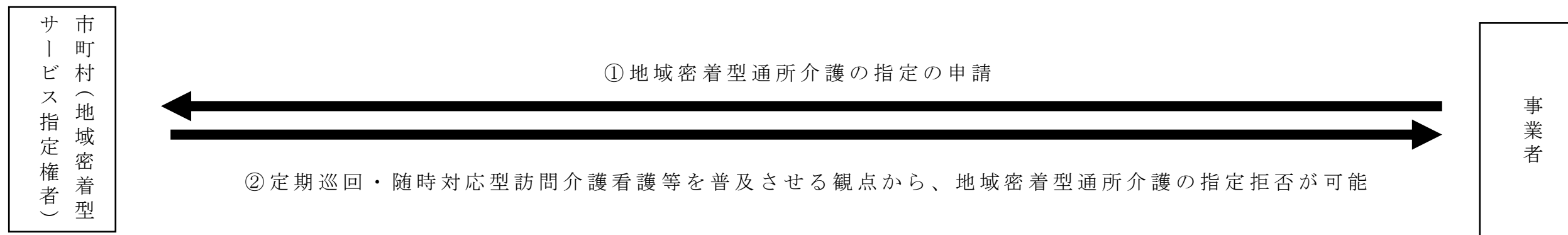
②日常生活圏域におけるサービス量の観点



（２）その他、市町村介護保険事業計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき。

5. 地域密着型通所介護の規制内容（介護保険法第78条の2第6項第5号）

- ・ 地域マネジメントを推進するため、保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、指定拒否や条件付加の仕組みを導入する。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等をさらに普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組みを導入する。

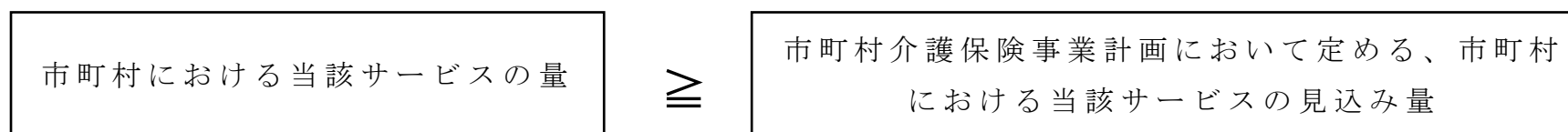


○ 具体的要件について

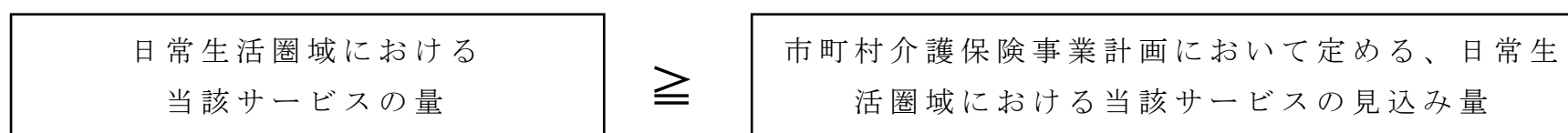
指定申請があった場合に、以下の（１）～（３）のすべてに該当する場合は、市町村長は、地域密着型通所介護の指定を拒否することができます。

- （１） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「定期巡回・随時対応型共同生活介護事業所等」という。）が当該市町村の区域にあること
- （２） その他の厚生労働省令で定める場合に該当すること。具体的には、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定に係る公募を行っている場合」
- （３） 当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めること
 - イ 当該サービスが、既に以下の状態になっているか、又は、当該事業者の指定により以下の状態となるとき。

① 市町村におけるサービス量の観点



② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所所在地を含む日常生活圏域におけるサービス量の観点



- ロ その他、市町村介護保険事業計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき。

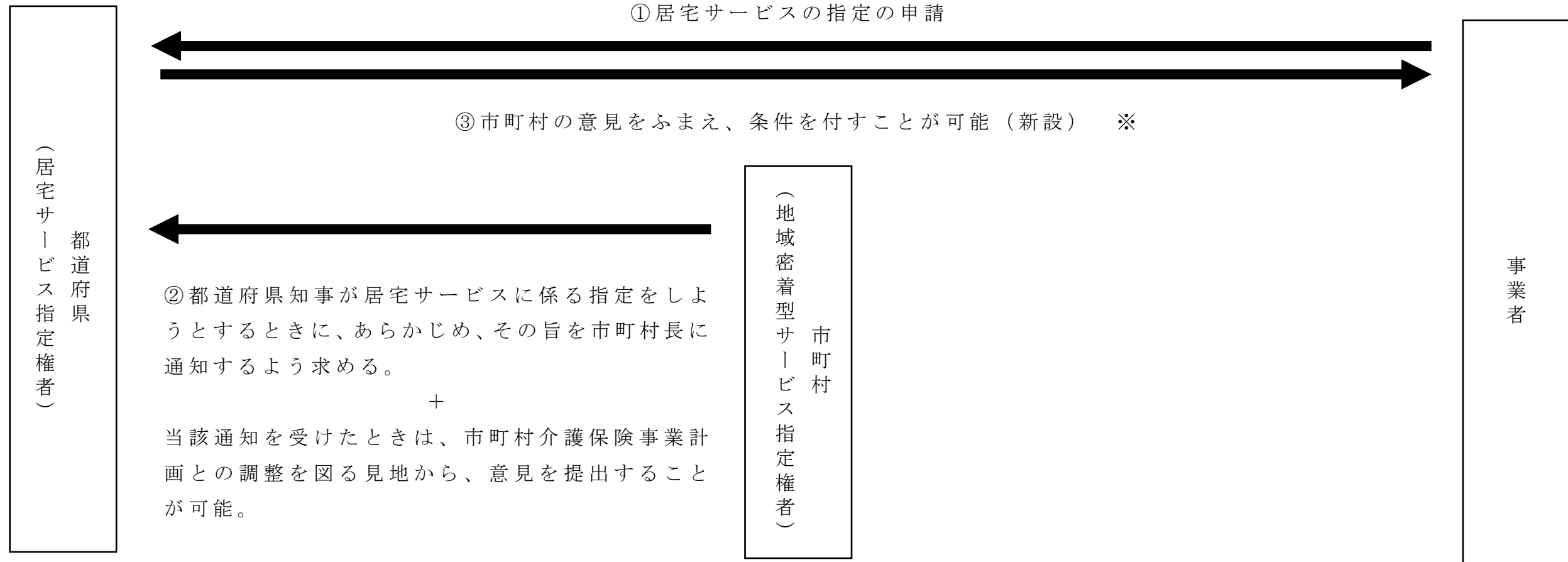
5. 条件付加とは

市町村が地域密着型サービス事業者の指定を行うにあたり、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるというものです。

例えば、事業者指定を行うにあたって、他市町村から転入して利用することを一定程度制限することや、指定を受けてから開業するまでの期間の制限を、条件として付すことが可能となっています。

地域マネジメントを推進するため、保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、指定拒否や条件付加の仕組みが導入されます。

- ・ 都道府県知事による居宅サービス事業者の指定に関して、市町村長が都道府県知事に意見を提出できるようにするとともに、都道府県知事はその意見をふまえて指定をするに当たって条件を付すことができます。



※ 具体的には、市町村介護保険事業計画に沿い、居宅サービスの提供範囲を一定の範囲に限定することや、利用定員の制限などを想定しています、